

議案第10号

平成29年度大田原市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度大田原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	26,700 戸
(2) 年間総給水量	6,251,000 m ³
(3) 一日平均給水量	17,126 m ³
(4) 主な建設改良事業	
イ. 新大田原市上水道10箇年整備事業費	83,673 千円
ロ. 配水設備工事費	312,750 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	1,620,000 千円
第1項	営業収益	1,400,942 千円
第2項	営業外収益	219,057 千円
第3項	特別利益	1 千円
支 出		
第1款	水道事業費用	1,568,000 千円
第1項	営業費用	1,399,675 千円
第2項	営業外費用	165,125 千円
第3項	特別損失	2,200 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額565,250千円は、損益勘定留保資金等 565,250千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的收入	180,750 千円
第1項	企業債	40,000 千円
第2項	出資金	20,000 千円
第3項	他会計負担金	9,750 千円
第4項	工事負担金	63,000 千円
第5項	国庫補助金	20,000 千円
第6項	他会計補助金	28,000 千円
支 出		
第1款	資本的支出	746,000 千円
第1項	建設改良費	418,444 千円
第2項	企業債償還金	327,556 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道料金徴収等業務委託契約	平成29年度から平成32年度まで	193,500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
新大田原市 上水道10 箇年整備事 業	40,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れ、 10年後に利率 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定 するものによる。 ただし、財政の都合により 据置期間及び償還期間を延長 し、短縮し、若しくは繰上償 還、又は借換えすることがで きる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

88,828 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、50,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、12,000千円と定める。

平成29年3月3日 提出

大田原市長 津久井 富雄